

講師作成答案例

第1 設問1

1 前段

- (1) 平成25年2月13日、Eは、Fとの間で、その有する非公開会社甲(2条5号、定款5条)の50株を代金1億円で売り渡す旨の売買契約を締結し、「譲渡制限株式」(2条17号)を「他人」Fに「譲り渡そうとするとき」だから、甲に対し、会社法138条1号所定の記載がされた株式譲渡承認請求書を提出した(136条)。

なのに、同日から二週間以内に甲において取締役会を開催してこれをその承認をするか否かの決定(139条1項)すらせず、甲からEに対して何の連絡もせずと同決定の内容の「通知」(同条2項)を「しなかった」から、甲が同承認をしたとみなされる(145条1号)。

確かに、甲が「通知をしなかった」のは、Aが、取締役会でFの甲株取得を承認しない決定がされることを懸念し、他の取締役に対し、上記請求書が提出されたことを伝えなかったからである。

しかし、同規定の趣旨は、会社が手続を適時に履行しないため、請求者らの法的地位が浮動状態に置かれ、投下資本回収手段が事実上奪われることを防ぐ点にあるから、手続を適時に履行しない甲社内部の事情に配慮する必要はない。

- (2) そして、平成25年3月1日、FはEから株券の交付を受けたから、上記譲渡は効力を生じる(128条1項：甲は定款7条から117条6項かっ書株券発行会社)。

- (3) よって、EF間の甲株譲渡は、甲に対する関係で効力を生じる。

2 後段

- (1) 前記1のEF間の甲「株式の譲渡」は、名義書換の手続がされていないから、甲に「対抗～できない」(130条2・1項)。

- (2) しかし、株主名簿は、多数の絶えず変動する株主(127条)との関係を集团的・画一的に処理し、会社の事務処理の円滑を図るためにあるから、会社自ら事務処理に応じるのを否定する理由はない。

とすると、会社が、自己の危険において、名義書換未了の株式譲受人を株主と扱うことは許されると解すべきである。

- (3) 非公開会社甲では、他の名義書換未了者との間で株主平等原則(109条)に反する等の事情もないから、Fを株主として扱える。

第2 設問2

1 小問(1)：本件報酬決議取消しの訴え(831条)

- (1)ア(ア) 取締役会設置会社甲は、平成25年総会で、招集の際に定められた株主総会の目的事項(298条1項2号：議題)以外の事項を決議できない(309条5項本文)。

しかし、同総会招集通知に取締役の報酬についての議題の記載(299条4項)なく本件報酬決議がされた以上、「決議の方法」が上記「法令～に違反」している(831条1項1号)。

- (イ) 確かに、平成24年総会後に取締役Qが死亡し、DGも候補者とする取締役選任議案が招集通知に記載されていたから、予想しえたといえる本件報酬「決議に影響を及ぼさない」かもしれない。

しかし、同記載は、株主に対し、出席や議決権行使の検討の機会を与える重要なものといえるから、上記(ア)の「違反」

コメント[中村充1]：予備試験平成23年度論文式
商法[設問2]でも問われた処理。“この点の指摘は、多くの答案でされていた”(採点実感2(2))。

コメント[中村充2]：この点の処理は、“多くの答案で述べられていたが、記述が簡単な答案が多かった”(採点実感2(2))→簡単に記述すれば合格ライン。

なお、145条の趣旨は、『逐条解説会社法第2巻』(中央経済社)P327～328(齊藤真紀執筆部分)に基づいて書いたが、株主保護といった内容さえ思いつけば、同様の処理をしよう。

また、後に平成25年総会で、Fへの招集通知発送やFの議決権行使について、A以外の取締役BCも黙認しているといえることを使うことも考えられる。

コメント[中村充3]：文章8ラスト“平成25年総会における議決権の行使につき、基準日は定められなかった”ために生じた問題。

なお、採点実感“代表取締役の言動が原因となってFから名義書換の請求がされていないことから、Fに法定の手続を履践していないという一定の落ち度は認められるものの、名義書換の不当拒絶に類似する状況であるという視点から論ずることも考えられる”が、そこまで盛り込むと184行を超えるので、オーソドックスな処理だけにとどめた。

コメント[中村充4]：甲に対する関係で効力を生じるとしたからこそ、「株式の譲渡」という文言にあてはめることができる。

コメント[中村充5]：採点実感2(3)“309条第5項違反であることを正しく指摘した答案は極めて少なかった”(もちろん加点)。

コメント[中村充6]：ここから、実質的に309条5項に違反しないと考えることもできないはないと思うが、採点実感・出題趣旨は“309条第5項に違反し、株主総会の決議方法の法令違反という同法第831条第1項第1号の決議取消事由に該当することを指摘する必要がある”とするので、831条2項へのあてはめに使った。